

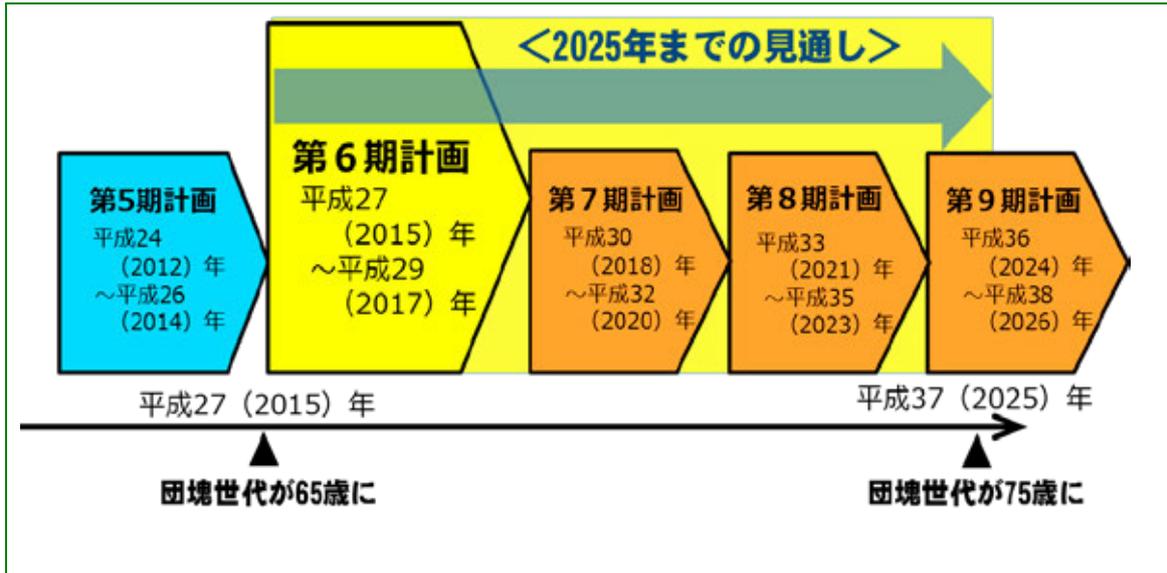
第1章

プラン策定の基本方針

1 策定の趣旨

- 少子・高齢化は急速に進行しており、平成 25（2013）年 9 月の総務省「人口推計」によると、わが国の全人口に占める 65 歳以上人口の割合（以下「高齢化率」という。）は、25.0%と過去最高となりました。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」によれば、高齢化率は平成 32（2020）年には 29.1%、平成 37（2025）年には 30.3%になると推計されています。
- 本県の高齢化率は、平成 25（2013）年 10 月 1 日現在で、26.1%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、平成 32（2020）年には 29.8%、平成 37（2025）年には 30.8%になると推計されています。
- このような少子・高齢化に加え、核家族化などによって、家族だけで高齢者の介護を担うことが困難となる状況を受け、平成 12（2000）年 4 月から施行された「介護保険法」の下、現在、介護は社会全体で支えることが基本理念となっています。
- 本県が平成 26（2014）年 7 月に e-モニター（電子アンケート）により「介護保険制度の仕組みやサービスについての認知度」を尋ねたところ、約 60%の方が「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答しており、介護保険は少子高齢社会を支える制度として定着しています。
- 本県は、介護保険制度を中心として、県民や市町及び広域連合（以下「市町等」という。）と協働して、高齢者を取り巻く課題に対応するため、平成 26（2014）年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン（以下「プラン」という。）」を策定しており、今回、これまでの取組の検証をふまえつつ、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までを計画期間とするプランに改訂します。
- プランは、介護保険法第 118 条第 1 項の規定による「三重県介護保険事業支援計画（第 6 期）」と老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項の規定による「三重県高齢者福祉計画（第 7 次）」を一体とした計画として策定します。
- 第 5 期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、第 6 期計画以降を地域包括ケア計画とし、団塊の世代が 75 歳以上となり介護が必要な高齢者が増加する平成 37（2025）年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとします。

図1-1 新プランの期間



2 プランのめざすべき方向性

- プランのあるべき姿は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」です。地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。
- 本県では、平成 19（2007）年度に、三重県における地域包括ケアのあるべき姿を示した「みえ地域ケア体制整備構想」を策定しており、プランのめざすべき方向性は、この構想をふまえた「地域包括ケアシステム」の構築です。
- 具体的には、次の9つを柱に「地域包括ケア」の一層の推進を図ります。

1 介護サービス基盤の整備

- ・訪問介護や通所介護など在宅サービスの質の確保・向上を図るため、事業所に対する監督・指導を充実します。
- ・在宅生活が困難な重度の要介護者のために、広域的な観点から必要な施設サービスの基盤整備を進めます。
- ・住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町や広域連合を支援します。
- ・療養病床の円滑な転換が図られるよう支援します。
- ・施設における生活環境の改善を図るため、ユニット型施設整備を基本とします。

2 在宅医療・介護連携の推進

- ・市町と連携して在宅医療提供体制の基盤整備を推進します。
- ・医療関係者等との広域的な連携調整など医療・介護連携に向けた取組について市町等を支援します。

3 認知症施策の推進

- ・認知症の早期診断・早期対応の実現に向けて、認知症に対する理解の促進と相談体制の充実を図るとともに、早期からの適切な診断ができるよう医療・介護サービスの充実に努めます。
- ・市町における徘徊・見守りネットワーク等の体制づくりや機能強化を促進し、認知症の人を支える地域づくりを進めます。

4 介護予防・生活支援サービスの推進

- ・新しい総合事業について、市町において円滑に導入されるよう、研修会の実施や情報提供などを行うとともに、助言や支援を行います。
- ・多様な主体によるサービスの提供を地域に生み出し、発展させていくため、生活支援コーディネーターの養成のための研修会を開催します。

5 高齢者に相応しい住まいの確保

- ・住み慣れた地域で多様なニーズに対応できる住まいを選択できるよう、情報提供を行うとともに、施設に対する指導・助言を行い、サービスの質の確保を支援します。

6 高齢者の安心確保・生きがい対策の推進

- ・地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として、地域包括支援センターの体制強化を図るため、研修会を開催し資質の向上に努めます。
- ・高齢者虐待の未然防止への取組として、市町及び地域包括支援センター職員や、要介護施設従事者等を対象とした研修会を実施し、正しい知識や対応についての普及啓発を行います。

- ・高齢者の文化・スポーツ活動を通じた生きがいがづくりを推進します。
- ・高齢者の安全・安心を支えるため、消費者保護、交通安全などに積極的に取り組みます。

7 介護・福祉人材の安定的な確保

- ・介護・福祉人材の安定的な確保に向けて、新たな人材の確保に取り組むとともに、現在働いている職員の定着を支援します。
- ・介護職員初任者研修の養成を行うため、研修事業者の指定を行います。
- ・介護支援専門員をはじめ介護施設等職員の資質の向上を図ります。

8 介護保険制度の円滑な運営

- ・介護保険制度の円滑な運営に資するため、保険者に対して必要な助言を行うとともに、費用の負担を通じて適切な財政運営を支援します。
- ・要介護認定が一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されるよう、認定に関わる全ての者の資質向上に取り組めます。

9 介護給付適正化の推進

- ・第3期介護給付適正化計画と位置付け、①介護サービス事業者等への指導・監査、②介護サービスに関する苦情への対応、③市町が行う適正化事業の広域支援、を実施します。

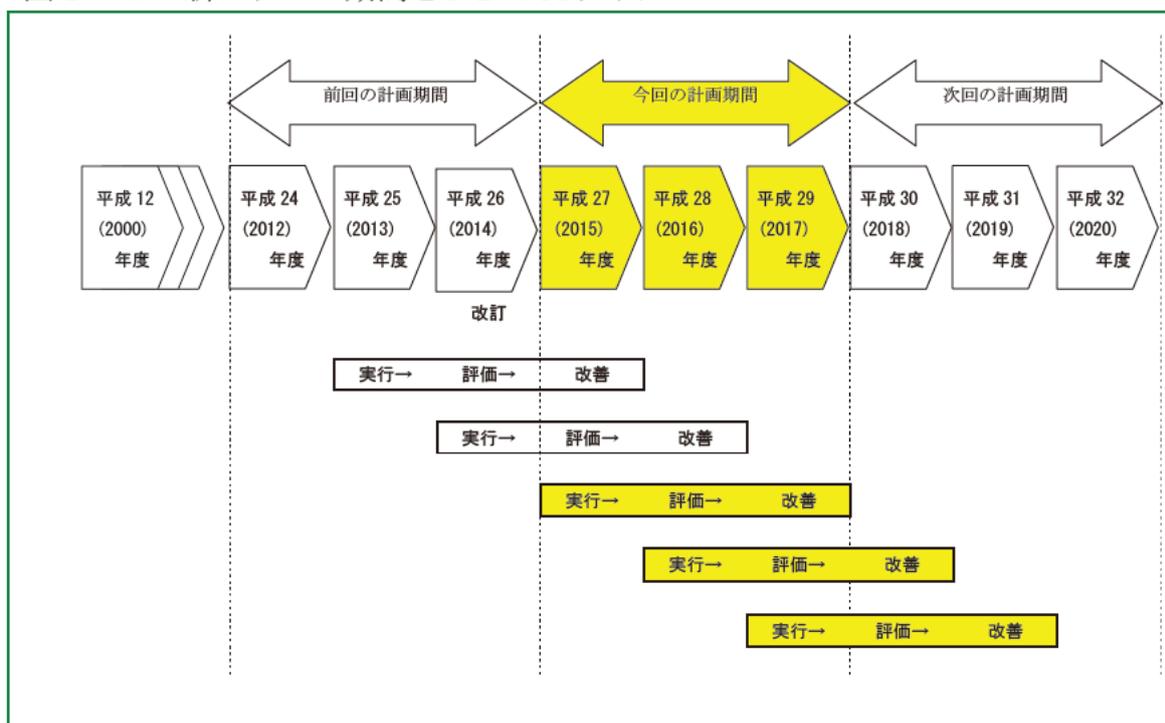
3 策定のための体制

- プランは、保健・医療・福祉等の各分野に関係するものであり、これらの分野の専門家で構成する「三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において調査・審議のうえ、決議いただいています。
- 平成 26（2014）年 10 月及び 12 月に市町等と意見交換を行い、市町等が策定する介護保険事業計画（第 6 期）との整合を図ります。
- 平成 27（2015）年 1～2 月には三重県ホームページを通じて「パブリック・コメント」を実施し、広く県民の意見を聴取します。

4 新プランの期間と P D C A サイクルの導入

- 新プランは、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの 3 年間で計画期間とします。
- プランは、年度ごとに三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で評価を行い、評価をもとに改善を行う「P D C A サイクル」により運用します。

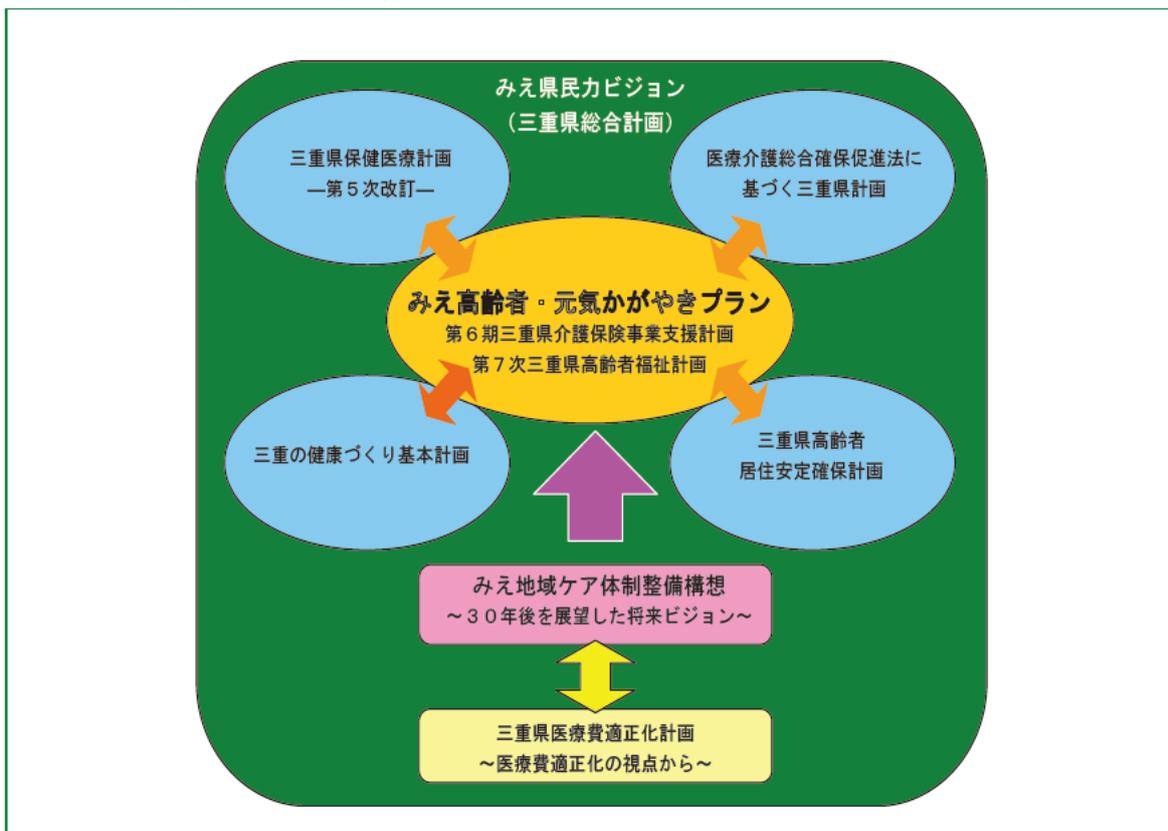
図 1-2 新プランの期間と P D C A サイクル



5 関係計画間の整合・調和

- プランの策定に当たっては、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の枠組みの中で、「医療介護総合確保促進法に基づく三重県計画」及び「三重県保健医療計画」との整合性を図るとともに、「三重の健康づくり基本計画」及び「三重県高齢者居住安定確保計画」との調和を図りました。
- 「地域包括ケア」の理念の実現をめざすため、「みえ地域ケア体制整備構想」及び「三重県医療費適正化計画」の視点やビジョンをふまえて、今回のプランの策定に取り組みました。

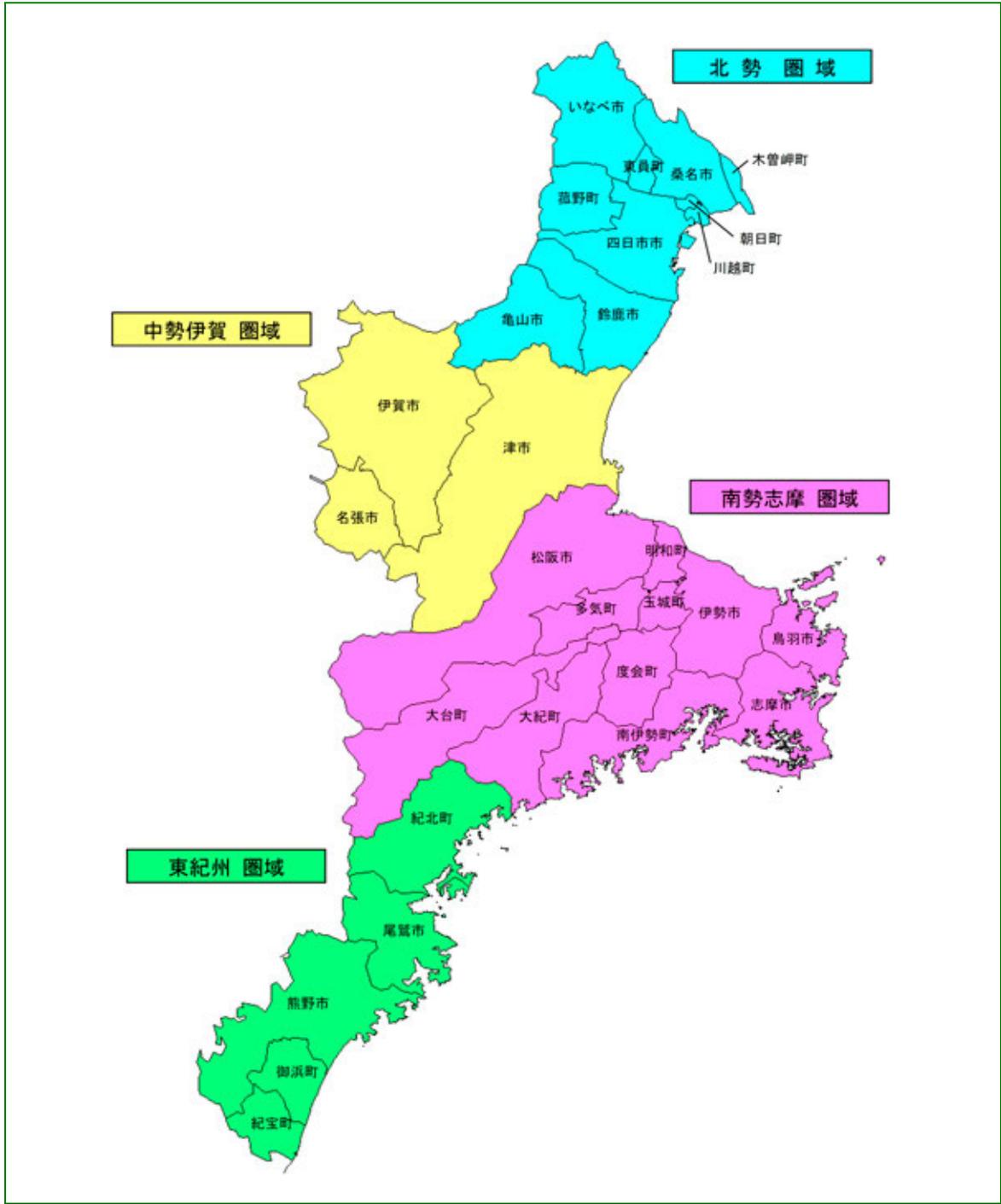
図 1 - 3 関係計画間の調和



6 老人福祉圏域

- 「三重県保健医療計画」等との調和を図る観点から、二次保健医療圏域と同じ圏域を設定しました。
- このプランにおける圏域は、介護保険法第 118 条第 2 項第 1 号に規定する区域及び老人福祉法第 20 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する区域（老人福祉圏域）として取り扱います。

図 1 - 4 老人福祉圏域



7 広報

- プランは、三重県ホームページへ掲載し、全ての県民に周知されるよう努めます。
- 市町等に対しては、協働してプランを推進することができるよう、定期的に連絡会議を実施します。
- プランの推進に県民のご理解、ご協力をいただけるよう、相談や問い合わせに応じます。
- 「出前トーク」を通じ、介護保険制度の概要の説明を行い、周知を図ります。